

『日本目録規則 2018 年版』（NCR2018）の 2025.5 更新について

2025 年 5 月 1 日

日本図書館協会目録委員会

当委員会では、2022 年 9 月 20 日付文書「『日本目録規則 2018 年版』の更新について」において、2022 年度以降、目録委員会で決定した更新事項を適宜 PDF 版に反映していくとの方針を発表し、その後 2023 年 3 月 1 日付、2024 年 5 月 1 日付で 2 度の更新を行ってきました。

このたび、2024 年度に委員会で検討・決定した事項につき、5 月 1 日付で更新を行います。今回の更新事項は下記（１）（２）で、あわせて（３）の誤植訂正も行っています。更新事項の詳細は、「更新事項累積一覧」ファイル（PDF）をご覧ください。

なお、冊子体第 4 刷（2022 年 1 月 28 日）に対応している旧バージョンを、引き続き「日本目録規則 2018 年版（アーカイブ）」ページにて提供しています。

記

（１）表現形に関する注記についての条項整備

エレメント「表現形に関する注記」（#2.41）は、その下位に「タイトルに関する注記」（#2.41.1）～「表現形の識別子に関する注記」（#2.41.13）の 13 個のエレメント・サブタイプを設けていますが、上位の#2.41 を直接使用できるのかが不明瞭でした。

今回、条項「表現形に関するその他の注記」（#2.41.0.3.2）を新設して条文と例示を置き、直接使用できることを明確化しました。

（２）著作に対する典拠形アクセス・ポイントについての条項整備

創作者がある著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、著作の優先タイトルと、創作者（個人・家族・団体）に対する典拠形アクセス・ポイントを組み合わせた結合形で構築することを基本としています。複数の創作者による共著作の場合に、改版等によって生まれた複数の表現形間で創作者の表示の順序が異なることがありますが、その場合の取り扱いが不明瞭でした。

今回 RDA を参照するなどして検討した結果、条項「複数の創作者による共著作」（#22.1.2 および#22.1.2 別法）に条文の追加を行い、最初に入手した表現形の表示によることを明示しました。

なお併せて、#22.1.2 別法、#22.1.2A 別法、#22.1.2.8 別法において、「主要な責任を有するもの」の表現を「最も主要な責任を有するもの」に改める修正を行い、明確化をはかりました。

（３）著作・表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの例示の誤植訂正

条項「統制形アクセス・ポイントの構築」(#21.1.3)、「識別要素の区切り記号」(#21.1.3.1)、「表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの構築」(#23.1)、「表現形に対する異形アクセス・ポイントの構築」(#23.2)に置いた複数の例示で、優先タイトル「全集」を用いていました。著作の集合に用いる「定型的総合タイトル」ですが、条項「全著作」(#4.1.4.2.1)では、特定の創作者による全著作または全著作を収めることを意図する著作の集合に対して使用する定型的総合タイトルは「作品集」としています。例示の誤りであり、今回修正しました。これは誤植ですので、前記(1)(2)の更新事項とは異なり、冊子体の次回増刷時に反映させる予定です。

以上